

地域安全ニュース

(R1 7/1～7/31の事件・事故など)

7月の事故

秋の全国交通安全運動の実施

■物損事故	2件
■人身事故	0件
・木古内町	1件
・知内町	1件
【内訳】車×車	2件

〇期間

9月21日(土)～30日(月)
交通安全運動は、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践によって、交通事故防止を図ることを目的としております。

木古内町は、交通死亡事故ゼロの日が2300日を超えています。この記録を更新し続けるためにも町民皆様のご協力をお願いいたします。

〇運動の重点

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシート



☆ 反射材 自分をアピール 防ぐ事故 ☆

トの正しい着用の徹底
・飲酒運転の根絶

▼ドライバードの皆さんへ
秋は、日没が早まり夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落とし、発見遅れによる事故が懸念されます。

特に、運転中は右から横断してくる歩行者に注意しましょう。

▼歩行者の皆さんへ

子どもや、高齢者の方が外出するときは、明るい服装で夜光反射材を身に付けるとともに、道路を横断する前に左右をよく確認しましょう。

特殊詐欺に注意

〇架空請求ハガキに注意してください

「訴訟最終通告」と書かれた架空請求ハガキ・封書が町内に送りつけられています。

内容は「全国訴訟相談センター」などかたり、「契約不履行」「訴訟」「最終期日」等と不安を煽るもので、ハガキに書かれた連絡先に電話をさせようとする内容になります。

ハガキに記載されている公的機関に類似した名称の「全国訴訟相談センター」などの機関は存在しないので、記載されている連絡先には絶対に連絡せず、すぐに警察に連絡してください。



■お問い合わせ

木古内町防犯協会(役場内)
☎01392-2-3131
木古内警察署
☎01392-2-4110

不法投棄は犯罪です!!

町内で繰り返し生活ごみを不法投棄していた者が7月に警察によって検挙されました。しかし、町内では人目のつかない場所に、一部の心ない人が、電化製品やタイヤ等を捨てる不法投棄が後を絶ちません。

町では今年から不法投棄の対策を強化する目的で「監視カメラ」を設置し、不法投棄防止に取り組んでいます。

木古内町が、「ごみのない きれいなまち」になるよう町民全体で無責任な行動をゆるさず、不法投棄の根絶に努め、豊かな環境を守りましょう。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第16条(投棄禁止)で、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、違反すると5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科せられます。



不法投棄捜査中

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

グループホーム杉の木・杉の木別館

入居受付中

職員も募集中

- ・入居定員：杉の木18名、杉の木別館9名
すべて個室(約8畳~10畳)で使い慣れたご自分のタンスや鏡台、お仏壇なども持ち込みできます。
- ・入居できる方：認知症があり要介護認定で要支援2または要介護1以上の方。
- ・介護福祉士・看護師・ホームヘルパーが24時間生活のお手伝いをします。
- ・今まで通院していた医療機関に通院できます。(通院できない方は訪問診療を受けられます。)

●所在地 杉の木：本町704 電話2-3335
杉の木別館：本町52-1 電話2-4446